問5 教員が定年退職後、再任用により教職に就くことを希望する場合は、どうすればよいですか?

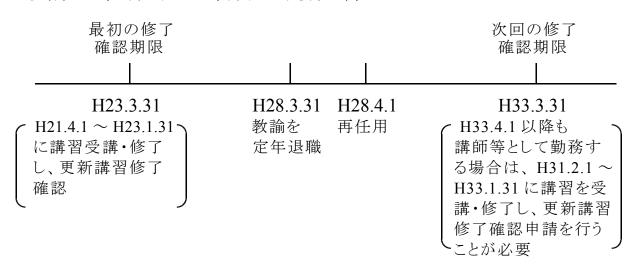
#### (答)

新規に臨時講師、非常勤講師に採用される場合と同様です。

なお、現在免許状をお持ちの方のうち、平成23年3月31日において56歳以上の方(昭和30年4月1日以前に生まれた方で栄養教諭免許状を持っていない方)は、将来にわたり免許状更新講習の受講は必要なく、今まで同様にお持ちの免許状は生涯有効です。このため、いつでも非常勤講師等に就くことができます。

#### (例)

○昭和30年5月3日が生年月日である方の例



問6 免許状を紛失しているのですが、更新することができますか?

#### (答)

免許状を紛失した場合でも、更新の手続時に授与証明などを添えて申請することにより、免許状の有効期間の更新や更新講習修了確認は可能です。

問7 免許状の氏名が旧姓のままですが、更新することができますか?

#### (答)

旧姓のまま更新することができます。更新申請書には現在の姓を表記して申請していただくこととなります。

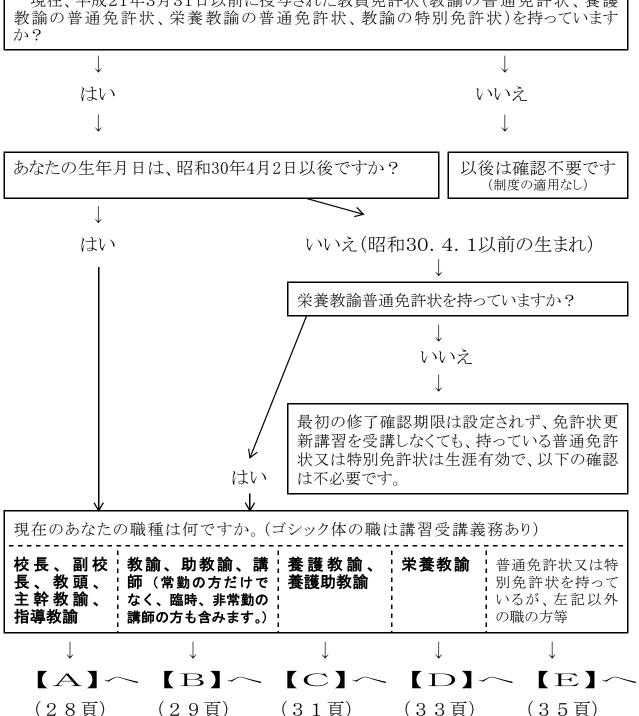
# 3. 職に応じた免許状更新講習の受講、申請手続の流れ

# ~【本項目でのポイント】

お持ちの免許状や職種の違いにより、受講すべき講習内容や受講方 法が異なることをご理解ください。

以下に沿ってご確認ください。

現在、平成21年3月31日以前に授与された教員免許状(教諭の普通免許状、養護 教諭の普通免許状、栄養教諭の普通免許状、教諭の特別免許状)を持っています か?



# [A]

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することが必要な職ですが、講習 受講免除の認定を受けることが可能です。認定を受けようとする場合は下記をご確認く ださい。

#### 【修了確認期限の確認】

表1(22頁)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認 (栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(23頁)を見て確認)

# 【申請方法の決定】

 $\downarrow$ 

修了確認期限の2ヶ月前までの2年間内に、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれかの職にある方は、【B】(29頁)に沿って免許状更新講習を受講・修了する以外に、免許管理者(勤めている学校が所在する都道府県の教育委員会)に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができますので、いずれかの方途をとるか各自で判断してください。

# 【免除申請】

 $\downarrow$ 

受講免除の認定を希望する場合は、各自が免許管理者に免許状更新講習の受講 免除の認定申請を行います。

# 【免除証明書の発行】

 $\downarrow$ 

免許状更新講習の受講免除の認定申請を受けた免許管理者が受講免除の認定を 行った場合は、申請者に免許状更新講習免除証明書が発行されます。これにより、 修了確認期限までに更新講習修了確認を受けたものとみなされることになります(引 き続き、持っているすべての普通免許状又は特別免許状が修了確認期限後も有効で す。)。

# 【次の修了確認期限】

 $\downarrow$ 

次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

※修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間内のうちの校長等の職にある時点で免除の認定の申請を行うことができます。

かつて校長等の職にあった場合でも、申請の時点は校長等の職にないときは申請を行うことができませんのでご注意ください。

# [B]

最初の修了確認期限の確認

# (各自が必ず表1、表2をご確認ください)

※表1·表2は22頁・23頁に記載しています。

# →最初の修了確認期限 平成 年 月 日

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

#### 【免許状更新講習の選択】

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認 して受講したい免許状更新講習を選択。

→**免許状更新講習受講期間**平成 年月日~平成 年月日



#### 【受講申込】

各自が各大学等に受講を申し込みます。

(受講申込書で各学校長等から教員であることを証してもらいます。)



# 【免許状更新講習の受講】

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

- 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)
  - → 全ての教員が同様の内容を受講
- 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)
  - → 「教諭」を受講対象者として開設された講習を受講することが必要 (教諭、養護教諭、栄養教諭全てを受講対象者として設定した講習でも可)。
  - ※ どの職を対象とした講習なのかを含めて文科省より認定を行い、文部科学省HPに掲載すると ともに、各開設者は受講対象者を示して受講者の募集を行います。

#### 【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学 等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

# 〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

#### 【確認申請】

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット) →申請手続最終日 を添付し、免許管理者(勤務する学校が所在する各都道 府県の教育委員会)に更新講習修了確認の申請をしま す。

年月 平成 日

# 【確認証明書の発行】

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。

#### 【次の修了確認期限】

次の修了確認期限(10年後)まで持っている全ての教 → **次回の修了確認期限** 員免許状が有効。

平成 年 月 日

# 

最初の修了確認期限の確認

# (各自が必ず表1、表2をご確認ください)

※表1・表2は22頁・23頁に記載しています。

→最初の修了確認期限 平成 年 月 日

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉 【免許状更新講習の選択】

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認 → 免許状更新講習受講期間 して受講したい免許状更新講習を選択。

平成 年月日~平成 年月日

#### 【受講申込】

各自が各大学等に受講を申し込みます。

(受講申込の際に各学校長等から教員であることを証してもらうことが必要です。)

 $\downarrow$ 

#### 【免許状更新講習の受講】

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

- 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力 についての理解に関する事項(12時間以上)
  - → 全ての教員が同様の内容を受講
- 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)
  - → 「養護教諭」を受講対象者として開設された講習を受講することが必要 (教諭、養護教諭、栄養教諭全てを受講対象者として設定した講習でも可)。
  - ※ どの職を対象とした講習なのかを含めて文科省より認定を行い、文部科学省HPに掲載すると ともに、各開設者は受講対象者を示して受講者の募集を行います。

#### 【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学 等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

# 〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

#### 【確認申請】

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット) →申請手続最終日 を添付し、免許管理者(勤務する学校が所在する各都道 府県の教育委員会) に更新講習修了確認の申請をしま す。

平成 年 月 日

#### 【確認証明書の発行】

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。

# 【次の修了確認期限】

次の修了確認期限(10年後)まで持っている全ての教**→次回の修了確認期限** 員免許状が有効。

平成 年 月 日

# 

最初の修了確認期限の確認

# (各自が必ず表2をご確認ください)

※表2は23頁に記載しています。

→最初の修了確認期限 平成 年 月 日

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉 【免許状更新講習の選択】

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認 → 免許状更新講習受講期間 して受講したい免許状更新講習を選択。

平成 年月日<del>平</del>城 年月日



#### 【受講申込】

各自が各大学等に受講を申し込みます。

(受講申込の際に各学校長等から教員であることを証してもらう必要があります。)



#### 【免許状更新講習の受講】

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

- 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力 についての理解に関する事項(12時間以上)
  - → 全ての教員が同様の内容を受講
- 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)
  - → 「栄養教諭」を受講対象者として開設された講習を受講することが必要 (教諭、養護教諭、栄養教諭全てを受講対象者として設定した講習でも可)。
  - ※ どの職を対象とした講習なのかを含めて文科省より認定を行い、文部科学省HPに掲載すると ともに、各開設者は受講対象者を示して受講者の募集を行います。

#### 【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学 等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

# 〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

#### 【確認申請】

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット) →申請手続最終日 を添付し、免許管理者(勤務する学校が所在する各都道 府県の教育委員会) に更新講習修了確認の申請をしま す。

平成 年 月 日

#### 【確認証明書の発行】

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。

# 【次の修了確認期限】

次の修了確認期限(10年後)まで持っている全ての教**→次回の修了確認期限** 員免許状が有効。

平成 年 月 日

# (E)

最初の修了確認期限の確認

# (各自が必ず表1、表2をご確認ください)

※表1・表2は22頁・23頁に記載しています。

# →最初の修了確認期限平成 年 月 日

 $\downarrow$ 

#### 【免許状の効力と手続きの確認】

免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限が過ぎても持っている免許状は 失効しません。

ただし、かつて教諭等として勤めていたことの証明(在職証明)、非常勤講師リスト登録の証明、教諭等に採用予定であることの証明を大学等に示すことにより修了確認期限までに講習を受講することは可能であり、講習を修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、修了確認期限から10年間の内に教諭等になるときに、あらためて講習を受講することは必要ありません。手続は【B】(29頁)を参考にしてください。(職に応じて免許管理者が異なることがありますのでご注意ください(16頁を参照してください。)

一方、修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に 教諭等になるときには、下記の通り、教諭等になる時までに講習を受講・修了し、免許 管理者から免許状更新講習を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることの「確認」を 受けることが必要となります。

 $\downarrow$ 

# 【免許状更新講習の選択】

文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講 する免許状更新講習を決定します。

 $\downarrow$ 

#### 【受講申込】

大学等に受講を申し込み(受講申込時に実習助手等の職の方は受講申込の際に各学校長等から当該職であることを証してもらってください。それ以外の方は在職証明や教諭等に採用予定であることの証明等を添えてください)、30時間以上の免許状更新講習を受講します。

 $\downarrow$ 

# 【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修 認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

# 【確認申請】

修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者に対して「確認」の申請を行います。



# 【確認証明書の発行】

免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。これにより、持っている普通免許状又は特別免許状により教諭等になることができます。



# 【次の修了確認期限】

次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

# 4. 職に応じた免許状更新講習の受講、申請手続の流れ (幼稚園・認定こども園・保育園の教職員の方)

# ① 各自の修了確認期限までに免許状更新講習受講・修了義務のある方

幼稚園、認定こども園である幼稚園に勤務する教職員の中で、下記の(1)、(2)の両方に該当する方は、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者に更新講習修了確認の申請を行うことが必要となります。

幼稚園、認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)である幼稚園に勤務する教職員の方は注意して読んでください。

#### (1)旧免許状所持者

平成21年3月31日までに授与された教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状、栄養教諭の普通免許状、教諭の特別免許状のいずれかの免許状(旧免許状)を持っている者。(保育士免許を持っているだけでは該当しません。)

例: 幼稚園教諭普通免許状を所持。 養護教諭普通免許状を所持。

# (2)教諭等の職にある者

下記の①~④のいずれかの職にある者であること。

#### ①園長·教諭等

国公私立の幼稚園(認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)である幼稚園も含みます。)に勤務する園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)

幼稚園に勤務する職員ではありませんが下記の方も同様となります。

#### ②教育委員会の職員

指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者(都道府県教育委員会)が定める者

※ 指導主事、社会教育主事の他に教育長、教育次長、学校教育担当課長等が想定されます が、各免許管理者においてその範囲が定められます。

#### ③学校設置者の役職員

地方公共団体の職員、幼稚園等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者

※ 各免許管理者においてその範囲が定められます。

#### ④その他

文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

- ② 各自の修了確認期限までに免許状更新講習の受講・修了義務はないが、各自の判断により免許状更新講習を受講することができる方
- (ア) 幼稚園、認定こども園に勤務する園長、教諭等以外の教職員(学校栄養職員・養護職員・保育士など)の中で、旧免許状を持っている方

下記の職にある方々は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務は課されていませんが、免許状更新講習を受講することは可能です。このため、各自の判断で免許状更新講習を受講して免許管理者に必要な申請を行うことができます。

幼稚園、認定こども園の職員の方で該当する方は注意してくださ い。

- ① 幼稚園、認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)である幼稚園に勤務する学校栄養職員、養護職員
- ② 認定こども園(いずれの型も含む)に勤務する保育士

# (イ) 幼稚園、認定こども園に勤務していない旧免許状を持っている方

現在は幼稚園、認定こども園の教職員ではありませんが、旧免許状を持っている下記の方々は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務は課されていませんが、免許状更新講習を受講することは可能です。このため、各自の判断で免許、要新講習を受講して免許管理者に必要な申請を行うことができます。

#### ①認可保育所の保育士及び幼稚園と設置者が同じ認可外保育施設の保育士

「認可保育所」に勤務する保育士及び「幼稚園」と「認可外保育施設」の双方を 設置する自治体や法人により設置されている認可外保育施設に勤務する保育士 (P4参照)

#### ②幼稚園教諭等経験者

かつて幼稚園、認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)である幼稚園、小学校等の校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)であった方で、今後、幼稚園、認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)である幼稚園、小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)の職に就くことを希望する方

#### ③教員になる見込みのある者

今後、幼稚園、認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)である幼稚園、小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)として任命、雇用されることが見込まれる方(非常勤講師リストに登録していること、採用内定が出されていること等)

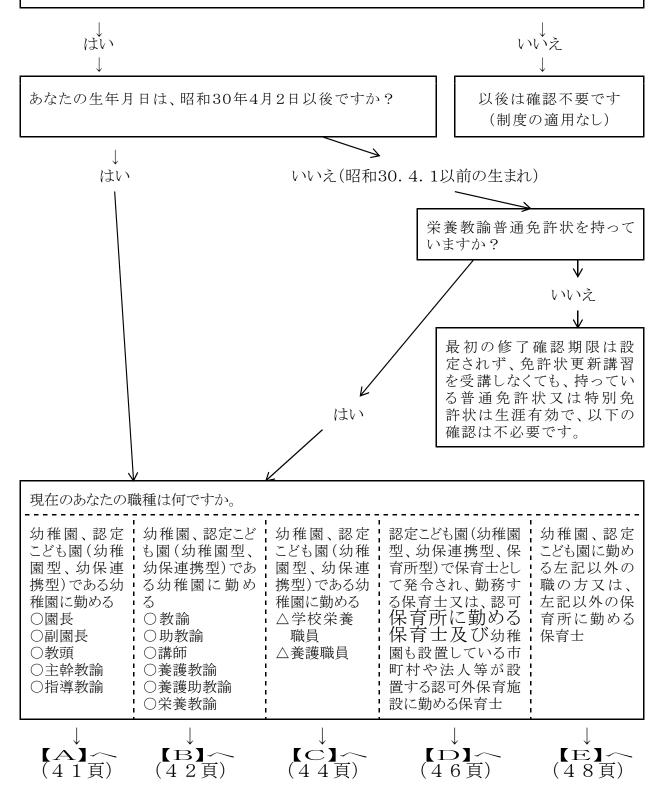
#### ④その他

上記以外の者で、文部科学大臣、免許管理者が定める者

幼稚園、認定こども園で上記以外の職にある方、上記以外の保育所等で保育士の職にある方、教職に就く予定等がない方は、旧免許状を所持していても免許状更新講習を受講することはできません。

# 【各自の職に応じたフローチャート】(幼稚園・認定こども園・保育園の教職員の場合)

現在、平成21年3月31日以前に授与された教員免許状(教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状、栄養教諭の普通免許状、教諭の特別免許状)を持っていますか?



※現在は勤めていませんが、今後、幼稚園、認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)である幼稚園に教諭や講師等として勤めようとする方は【 F 】(49頁)へ

# (A)

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することが必要な職ですが、講習 受講免除の認定を受けることが可能です。下記をご確認ください。

#### 【修了確認期限の確認】

表1(22頁)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(23頁)を見て確認)

 $\downarrow$ 

### 【申請方法の決定】

修了確認期限の2ヶ月前までの2年間内に、園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれかの職にある方は、【B】(42頁)に沿って免許状更新講習を受講・修了する以外に、免許管理者(勤めている幼稚園が所在する都道府県の教育委員会)に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができますので、いずれかの方途をとるか各自で判断してください。

 $\downarrow$ 

#### 【免除申請】

受講免除の認定を希望する場合は、各自が免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行います。

 $\downarrow$ 

# 【免除証明書の発行】

免許状更新講習の受講免除の認定申請を受けた免許管理者が受講免除の認定を行った場合は、申請者に免許状更新講習免除証明書が発行されます。これにより、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けたものとみなされることになります(引き続き、持っているの普通免許状又は特別免許状が修了確認期限後も有効です。)。

 $\downarrow$ 

#### 【次の修了確認期限】

次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の 属する年度の末日となります。

※ 修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間内のうちの園長等の職にある時点で免除の認定の申請を行うことができます。

かつて園長等の職にあった場合でも、申請の時点は園長等の職にないときは申請を行うことができませんのでご注意ください。

# (B)

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することが必要な職です。下記を ご確認ください。

#### 【修了確認期限の確認】

表1(22頁)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭 普通免許状を持っている方は表2(23頁)を見て確認)

 $\downarrow$ 

### 【受講期間の確認】

修了確認期限の2ヶ月前までの2年間が、免許状更新講習を受講することができる期間です。

 $\downarrow$ 

# 【免許状更新講習の選択】

文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

※ 教諭の方は「教諭」を受講対象者とする講習、養護教諭の方は「養護教諭」を受講対象者とする講習、栄養教諭の方は「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講することが必要です。

 $\downarrow$ 

# 【受講申込】

大学等に受講を申し込み(受講申込書で園長等から教諭等であることの証明してもらいます)、30時間以上の免許状更新講習を受講します。

 $\downarrow$ 

#### 【免許状更新講習の受講】

30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

 $\downarrow$ 

# 【修了(履修)証明書の発行】

各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤めている 幼稚園が所在する都道府県の教育委員会)に対して更新講習修了確認の申請を行 います。

 $\downarrow$ 

#### 【更新講習修了確認の効果】

免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修 了確認証明書が発行されます。これにより、教諭の普通免許状をはじめとして持って いる全ての普通免許状(養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状)又は特別免許 状が修了確認期限後も有効となります。

 $\downarrow$ 

# 【次の修了確認期限】

次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

# [C]

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することは必要ありませんが、免許 状更新講習を受講することが可能な職です。下記をご確認ください。

# 【修了確認期限の確認】

表1(22頁)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭 普通免許状を持っている方は表2(23頁)を見て確認)

 $\downarrow$ 

### 【免許状の効力と手続きの確認】

免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限が過ぎても持っている免許状は 失効しません。

ただし、免許状更新講習を受講することは可能であり、講習を受講・修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、修了確認期限から10年間の内に教諭等になるときに、あらためて講習を受講することは必要ありません。講習受講、手続の流れは【B】(42頁)を参考にしてください。(免許管理者は、勤める幼稚園が所在する都道府県の教育委員会です。)

一方、修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に 教諭等になるときには、下記の通り、教諭等になる時までに講習を受講・修了し、免許 管理者から免許状更新講習を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることの「確認」を 受けることが必要です。

 $\downarrow$ 

#### 【免許状更新講習の選択】

文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

 $\downarrow$ 

#### 【免許状更新講習の受講】

大学等に受講を申し込み(受講申込書で園長等から受講資格があることを証明してもらいます)、30時間以上の免許状更新講習を受講します。

 $\downarrow$ 

#### 【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

 $\downarrow$ 

# 【確認申請】

修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤める幼稚園が所在する都道府県の教育委員会)に「確認」の申請を行います。

 $\downarrow$ 

# 【確認証明書の発行】

免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。

これにより、持っている教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状のいずれかにより教諭等になることができます。

 $\downarrow$ 

# 【次の修了確認期限】

次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する 日の属する年度の末日となります。

# [D]

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することは必要ありませんが、免許 状更新講習を受講することが可能な職です。下記をご確認ください。

# 【修了確認期限の確認】

表1(22頁)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭 普通免許状を持っている方は表2(23頁)を見て確認)

 $\downarrow$ 

### 【免許状の効力と手続きの確認】

免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限が過ぎても持っている免許状は 失効しません。

ただし、免許状更新講習を受講することは可能であり、講習を受講・修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、修了確認期限から10年間の内に教諭等になるときに、あらためて講習を受講することは必要ありません。講習受講、手続の流れは【B】(42頁)を参考にしてください。(免許管理者は、住所地が所在する都道府県の教育委員会です。)

一方、修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に 教諭等になるときには、下記の通り、教諭等になる時までに講習を受講・修了し、免許 管理者から免許状更新講習を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることの「確認」を 受けることが必要です。

 $\downarrow$ 

#### 【免許状更新講習の選択】

文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

 $\downarrow$ 

#### 【免許状更新講習の受講】

大学等に受講を申し込み(受講申込書で園長等から受講資格があることを証明してもらいます)、30時間以上の免許状更新講習を受講します。

 $\downarrow$ 

#### 【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

 $\downarrow$ 

# 【確認申請】

修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(住所地が所在する都道 府県の教育委員会)に「確認」の申請を行います。

※ 幼稚園に勤務する保育士の場合は、幼稚園が所在する都道府県の教育委員 会です。

 $\downarrow$ 

# 【確認証明書の発行】

免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。

これにより、持っている教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許 状、栄養教諭普通免許状のいずれかにより教諭等になることができます。

 $\downarrow$ 

# 【次の修了確認期限】

次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する 日の属する年度の末日となります。

# (E)

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することは必要ありません。また、 免許状更新講習を受講することもできません。

# [F]

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することは必要ありませんが、講習を受講することが可能な場合があります。下記をご確認ください。

#### 【修了確認期限の確認】

表1(22頁)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭 普通免許状を持っている方は表2(23頁)を見て確認)

 $\downarrow$ 

### 【免許状の効力と手続きの確認】

免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限が過ぎても持っている免許状は 失効しません。

ただし、かつて教諭等として勤めていたことの証明(在職証明)や教諭等に採用予定であることの証明を大学等に示すことにより修了確認期限までに講習を受講することは可能であり、講習を修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、修了確認期限から10年間の内に教諭等になるときに、あらためて講習を受講することは必要ありません。手続は【B】(42頁)を参考にしてください。(免許管理者は住所地が所在する都道府県の教育委員会です。)

一方、修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に 教諭等になるときには、下記の通り、教諭等になる時までに講習を修了し、免許管理 者から免許状更新講習を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることの「確認」を受け ることが必要となります。

 $\downarrow$ 

#### 【免許状更新講習の選択】

文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

#### 【免許状更新講習の受講】

大学等に受講を申し込み(受講申込時に在職証明や教諭等に採用予定であることの証明を添えて下さい)、30時間以上の免許状更新講習を受講します。

 $\downarrow$ 

# 【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

 $\downarrow$ 

#### 【確認申請】

修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(住所地が所在する都道 府県の教育委員会)に対して「確認」の申請を行います。

 $\downarrow$ 

# 【確認証明書の発行】

免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。これにより、持っている普通免許状又は特別免許状により教諭等になることができます。

 $\downarrow$ 

# 【次の修了確認期限】

次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する 日の属する年度の末日となります。